

# 近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

——丹後田辺牧野家領の公事出入を例として——

井ヶ田 良治

はじめに

一 丹後田辺牧野家領郡奉行所の裁許の特色

二 公事出入日記

1 跡式出入

2 支配違の出入

三 公事出入伺進達控

1 質地出入一件（支配違出入）

2 肥草薪山出入

## はじめに

近世民事訴訟法の詳細については、はやく小早川欣吾『近世民事訴訟法の研究』があり、近年石井良助氏の『近世民事訴訟法史』(一九八四年創文社刊)の第二編でまとめられているが、そこで解明されたのは江戸幕府の奉行所ないし評定所の手続きであり、さまざまな諸史料を渉獵して、組み立てられたものである。一つの事件の訴訟の全過程をたどったものではない。一事件の裁許過程をたどったものとしては、かつて、中田薫が『法制史論集第三卷の「徳川時代の民事裁判実録」で紹介した「縫殿助在府日記」などが唯一のものであったが、その素材は訴訟当事者の日記であり、奉行所内の動きは明確ではなかった。近年になって高橋敏氏の『江戸の訴訟』(岩波新書)が生き生きした訴訟の姿を叙述しているが、かならずしも訴訟手続の法制史的解明を企図したものではなかった。まして幕府以外の諸藩の民事訴訟手続の全体像や奉行所側の裁許手続記録を紹介したものはなお数少ないというのが現状である。松江藩郡奉行所文書(通称「御徒文書」)の整理を指導された安藤正人氏の『江戸時代の漁場争い』(臨川書房、一九九九年刊)と同氏の「松江藩郡奉行所『民事訴訟文書の史料学的研究』」(『高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究』北海道大学図書刊行会二〇〇〇年刊、所収)が、この点での新しい地平を切り開きはじめてきたばかりである。この空隙を少しでも埋めてみたいというのが、本稿のねらいである。

現在京都府綾部市立図書館に架蔵され「丹後田辺藩裁判資料」と称されている史料群は、近世の後期に現舞鶴市に居城を有した譜代大名牧野家領の郡奉行役所の記録文書である。前述の空隙を埋めるのにもっとも適当である。その内容は大きく次の三つに区分できる。

第一は、郡奉行役所の公事方の裁許過程を記録した、郡奉行名義の一件一冊の日並記録であり、「公事出入吟味物日

「記」と名づけることができる。そのなかには、奉行役所の業務の記録や奉行役所発給の文書の控は勿論、郡奉行役所に提出された訴状や証拠書類などの文書も写しとられている。文書そのものは裁許終了後、奉行によって一件文書として封じられ、日記には文書目録が記されている。これと類似の一件文書を封入した袋は、福知山藩では一件袋と称しているが、本牧野家領では一件袋は残存していないので、何と呼んだかは不明である。とりあえず、一件袋と呼んでおく。一件袋は、松江藩の郡奉行所のもが「御徒文書」として島根県立図書館に残っている。さて牧野家領郡奉行役所の「日記」は文政六（一八二三）年から明治四（一八七二）年までとびとびに残っているが、その内訳は公事出入関係が一四二件、吟味関係が一四三件の写である。

第二は、「公事出入吟味物伺進達控」と表紙に記したもので、文化一〇（一八一三）年から明治三（一八七〇）年まで二八七件に関するもので、裁許を直接担当した郡奉行ごとに冊子となっている。これは奉行役所での吟味が進行し、事実関係が明らかとなり、奉行役所内で判決ないし和解の方向が見通せるようになった段階で、奉行役所内での評議が行われ、典拠法としての「御定書」に依拠し、類例や見合例を検討した末、判決原案が作成され、それを御用番家老に上申し、裁可を得るための伺書の控えである。もつとも、下知が決まったことをも付記しており、その意味では、伺・指令を一括した裁許機関内部の書類といえる。

第三に「御代官公事出入吟味物伺進達控（公事方）」と表紙に記した冊子があり、それには代官所での裁許が六三件写されている。

第一のものは、以後「日記」と略称し、第二の伺進達の控は「書類」と称しておこう。

この他に、牧野家領郡奉行役所保管の文書群としては、谷口房治家文書三二四点が京都総合資料館に寄託されているが、その内の約二五五点が法制資料である。とくに、「刑罪筋日記抜書」と題する一八巻は、文政六（一八二三）年に

作成されたもので、享保一〇(一七二五)年から文政五(一八二二)年にいたる「吟味物日記」から判決の部分抜粋し、先例として後の裁許の際に参照に供したものとおもわれる。その作成の結果、素材とした「日記」そのものは廃棄されたのであろう。そのあとに続く文化六年以後の「日記」は明治維新を迎えたために「日記抜書」が作成されなくなった結果、偶然廃棄されずに、その一部の写が今日まで残存したのであろう。なお「日記抜書」は参照の便のため「火附・人殺・強訴・不孝・喧嘩・密通」一巻をはじめ、盗賊、博奕、御赦二巻、出家沙門、雜記四巻、掟背四巻、偽カタリ、不敬、不行跡、えた、に分類され、一八巻の冊子の形で残されている。

本稿は、日記、進達控のなかから、いくつかの公事出入関係の史料を紹介し、近世譜代大名の公事出入物の裁許手続きの実態、とくに裁許の記録・書類の作成を中心に明らかにすることを目的とするものである。

#### 一 丹後田辺牧野家領郡奉行所の裁許の特色

内容にはいる前に、丹後田辺牧野家領支配の特徴をあげて置こう。

丹後田辺藩の初代藩主となった牧野親成(チカシゲ)は承応三(一六五三)年から寛文八(一六六八)年まで京都所司代の職にあり、その後丹後田辺三万五千石に封じられた。三代因幡守英成は、享保三(一七一八)年から享保九(一七二四)年まで寺社奉行加役の職にあり、同年から享保一九(一七三四)年まで京都所司代となった。五代豊前守惟成(コレシゲ)は安永六(一七七七)年から天明三(一七八三)年まで寺社奉行を勤めた。このように丹後田辺の牧野家は、譜代大名のなかでも、とくに所司代・寺社奉行などの幕府の裁許にかかわる要職に就く機会が多かった。

牧野家領郡奉行役所文書のなかにある「寺社御奉行御加役中御手留之」と題した冊子には「文化十四年江戸屋鋪二而御手留之類、林六三郎奉行勤務中御預り申帰候節、役向見合ニ相成候分、荒増旧記方ニ而拔書致置候ところ、今文政六

年二月□為致置、白井忠之丞調」と記してある。「享保三戌年より同八年卯年まで、評定所式日立合公事訴訟裁許留、因幡守掛り分」とあることからすると、寺社奉行加役の三代英成の関わった記録を、郡奉行を勤めた林六三郎が預って帰国し、郡奉行の裁許手続きに見合の例として役立ちそうなものを抜き書きし、文政六年に奉行所に設置したものであろう。

また、谷口家文書のなかにある「三聴秘録」写九冊のなかには、「当役所取扱見合留置可然由ニ而成御廻、弘化二年林丹下新開三司馬、役中為写置候付、此度綴上ケ補裡置、安政二年六月、田中求馬・園城寺市右衛門」と記されており、主君が幕閣に連なった際に入手した「問答集」の一つたる『三聴秘録』を筆写し、それを安政二年に冊子と仕立てたものと思われる。『三聴秘録』は、雁の間詰め譜代大名家の江戸留守居役が編纂した問答集で、大名の支配・統治に關する、いわゆる領分支配型問答集である。詳細は、大平祐一氏の『三聴秘録』問答集五、創文社二〇〇一年刊)の解題を参照されたい。

このような牧野家の来歴をみると、この藩の裁許は、『刑事法と民事法』(創文社一九八三年刊)の第一編第四章「幕府法と藩法との關係」で服藤弘司氏という幕府追隨型であったといえる。しかし、後にみるように、田畑永代売買禁止については、幕末とはいえ、他領引き合いの事件で、永代売買を認める決定をして、京都町奉行所与力に返書を送っているから、幕令に抵抗した形跡もあり、幕府追隨は、高度に技術化した幕府の裁許手続きにとどまったのかもしれない。

いづれにせよ、まず、日記による具体的な事例をみよう。

## 二 公事出入日記

### 1 跡式出入

文政十一年十二月十三日出訴、翌正月廿日裁許の「布敷村定右衛門、同村定治跡式出入」を例として日記の内容をみることにする。同日記は、村上一博氏の解説したものが、『同志社法学』一九四に掲載されている。本章では、繁雑に亘るが、同日記から抜粋し、主要部分を読み下し文にしなから、民事裁許の過程を紹介することからはじめたい。

記載は、日並つまり日記風になされているが、その書き出しは十二月十三日出訴以前の十二月十日からはじまっている。

「十二月十日 右出入之儀、大庄屋口上二而品々為申候へとも、難納得其上出家へ携候趣も相見へ候付、差戻候段、御代官植木半五へ被届出候付、公事宿え罷出願出候様、可被申達旨、掛三右衛門御代官同人へ申達ス、右之趣被相心得候様、小谷次郎左衛門え掛同人より申達ス」

ここには出訴以前の経過が要領よく記されている。すなわち、この出入事件は、大庄屋が口頭で色々と調停したが、納得させることが難しく、寺の僧侶がかかわるようになったので、大庄屋はこの件を差し戻し、代官植木半五へ届け出て公事宿へ行つて願ひ出るように申し達するように、担当奉行の寺井三右衛門が代官植木へ指示した、このことを心得ておくようにと小谷次郎左衛門へ奉行から申し達した、というものである。小谷次郎左衛門はおそらく本事件を担当した、当地では「調方」と称する、町奉行役所の与力に該当する郡奉行役所の役人だと思われる。さて、十二月十三日には、四つ時、すなわち不定時法では冬のことであるから、現在の十時半頃に、訴訟人布敷村定右衛門に庄屋五郎左衛門と御用宿（公事宿）の新町茶屋桶右衛門が差し添って来て、別掲のような「訴状」を郡奉行役所の公事方へ提出した。

公事方は訴状を目安札の上で請取り、訴人たちを控えの座に下げ置いた。奉行役所内では、小谷次郎左衛門が差し出した訴状を奉行が一覧、次郎左衛門が、明日裏書きをして相渡してよいかと申し聞いたのに対し、奉行はよからうと話し談じ置き、訴人たちを公事方へ呼び出し、小谷次郎左衛門が、訴状はたしかに受け取ったので、明日十四日四つ時、午前十時半頃に罷り出るように、と申達して、宿に戻らせた。

訴状の表題は「跡式出入」とあり、訴訟人は定右衛門、相手は同村定治であり、その概要は次の通りである。

定右衛門の養父道友には実子がいたが、総領たる定治は父道友の意に沿わないので別家させ、定右衛門を婿養子にしたいと、親類に頼んで、定右衛門の兄大俣村の金次郎方へ申し込み、熟談の上、定右衛門は去る戌年（文政九年）八月に引越してきて、道友から田地と家屋敷・家財などを譲られ、譲り状の他に田畑の箇所付の帳面をも受け取って、家を相続していた。思いがけず今年三月廿四日に養父道友が死去してしまったところ、今年五月廿四日に定治が定右衛門の家にきて、当日から定治が相続すると理不尽の儀を申し掛けてきた。亡き父には申しわけないことだが、定右衛門は養子でもあり、何事も穏便に控えておれば、親類のものが理の立つようにしてくるだろうと思ひ、我慢しておった。ところが、定治の腰押しするものがあり、八月廿一日、定右衛門を別家にし、本家は定治にするときめたので、譲り状も焼き捨ててしまえなどと申す者まであらわれたが、承服できない。第一に亡き父に対して申し訳なく、甚だ不審に思われる。そんなことになったならば、養母は定治の継母に当たるので、ことさら難渋するだろうし、私の女房も弟妹（いずれも道友の実子であろう）もおなじく難儀して散々になり、親類の世話にならざるをえなくなろう。なによりも養母の事が骨身に染みて心配なので、やむをえず訴訟する次第である。どうぞ、相手方の定治を呼び出して吟味の上、讓状通りに相続できるように、裁断していただければ幸いである。定右衛門が署名捺印し、宛て先は御奉行所様とある。

翌十四日に定右衛門へ渡しした訴状の裏には、次のような裏書がなされた。

すなわち、「如斯訴状差出候間、返答書認、来ル廿八日役所江罷出可対決者也」「子十二月十四日 寺 三右 印・寺退蔵 印」とある。日記では、朱書で「掛り 初判」と説明している。宛名は、紙の奥の下方へ下げて、定治と布敷村の庄屋年寄五人組宛になっている。このなかの「寺三右」つまり寺井三右衛門は担当奉行であり、寺田退蔵は相奉行である。この裏書き手続きは、幕府中央の奉行所での訴状の取り扱いどおりである。

このように、十二月十四日には、定右衛門と差添庄屋と公事宿の亭主とを公事方に呼び出し、予定通り訴状裏書を書き渡し、小谷次郎左衛門が、早速相手方へ相渡し返答書を書かせ、訴状を写し添えて廿七日双方一同が出頭して届けるようにと申し渡し、訴状と無印の添え書きを手渡した。無印の添書は次の通りである。

「訴状裏書被下候間、早速相手之ものへ相渡致返答書写訴状相添、来廿七日四時双方一同罷出可相届者也」この添書は朱書によると、奉書半切老枚に認めてあり、上包みは美濃紙半枚で端を折り、その上に「書付」と認めてあり、本文の上部に押切印が押されている。ということ、奉行所に同文ないし控書があり、それと添書本文とを割印したのである。こうして訴状は訴人本人の手によって被告に送達されたのである。

これに対し、定右衛門は、たしかに訴状裏書などを受取ったので指定の日に出頭することを約束する旨の請書を、巻紙に認めて提出した。

こうしてはじまった本裁許の次回の開廷日は十二月廿七日であった。ところが、その朝九時半ころに双方の公事宿の亭主たちが役所へきて、定治が今朝出掛けににわか腹痛で出られないという。そこで、相手方定治の差添の組頭を呼び、本人が出られないなら、親類のものが名代になってでも返答書を差し上げるようにと指示した。同日の午後一時半ころになって、公事宿忠左衛門が、定治の体調が良くなったとのことで、五人組親類が差し添って出ると届けてきたの



で、すぐに役所へ召しつれ出頭するようにと申し達した。その結果、定治は、午後の二時半近くになって出頭して返答書を提出した。

そこで、忠之丞・仙蔵（おそらくは同心クラスの下僚であろう）が立ち合って返答書を請取り、控は留置き、本紙は返答人に渡し遣わし、来る正月十五日過ぎにまた罷り出るように申達した。同じく、訴訟人定右衛門方にも同じく正月十五日過ぎに罷出るよう申し達した。もつとも、定治は印形を失ったので、以前使っていた印形を使用したいとの届けが布敷村の庄屋を通じて提出されている。

被告の返答書は長文のものであるが、その要点は次の通りであった。要約しておこう。

父道友が七年前の巳年に隠居してからのちは、自分が跡を継ぎ、御上様の御公事などを不調法のない様四五年つとめてきたが、不調法のことがあった親父に叱られ、しばらくの間、家を追い出され、御中間の日傭などしていたが、仲立ちの口をさくものがあった村に罷り帰っていた。そこへ別所村高福寺さんと宇四郎がきて、父道友から躰養子を取りたいと頼まれたが、知っているかと、聞いてきたので、「親父望に御座候は、御世話可被下候、私は私より了簡御座候」と返事した。だが、そのことについてなにも検討せず、躰の来た四月二十八日も私は池姫の宮へ人形を觀にいって、婿入りのことはなにもしらなかった。一三カ月ばかり以前に、親父から定治は上の家にしばらく行くようにといわれ、不審だったが、親父の気に逆らうのは宜しくないと考え、いう通りに上の家にまいていた。そのうち、親類の者共がまいり、私に相談もなしに離れ証文を書いて印形を押し親類の印形も取る様申したが、私は承知しなかった。いかにも愚鈍な私ではあるが、余り押しつけがましいことで残念だったので、京田村善福寺と野村路村の宝寿寺へいって右の趣を怒って咄したところ、両寺ともに、何があっても「がさつ」ケ間敷ことはせず、不法なことを申すでないぞと、戒めてくだされ、そのうち親類の者へ話してくださった。昨年三月ごろに高分けの書付をしてくれたが、何とも承知

せずにそのままにしていたところ、またも村庄屋が私どもを呼び寄せ、高五石は定治へ、高五石は道友へ、五石は定右衛門へと定め、親の気に入った方へ親父分の五石を引き込むということで和解してはどうかと、いわれたが、私は得心しなかった。今年の春に父が病気になった折も、私たち夫婦で昼夜付き添って看病していたが、ある日野村路村の宝寿寺を呼んでくれといわれ、翌日宝寿寺が来たところで、親父は我が死後伴のことを頼むといい手を合わせ落涙するの、母ともども落涙した。三月二十三日に父が亡くなり、その忌中を相勤めて五月二十二日忌明けに親類が集まったところで、皆に話した。一旦私が相続して親類中にも披露したのに、その後、私に相談もなく、高分けなどしたのは何故かと尋ねた。世話人の宇四郎が、それは親父に頼まれたからで、婿入り前に話した時には定治も承知したではないかというので、自分は、隠居の話は親父の望みだからと文句を言わなかったが、その節に「私が了簡御座候」と申しただ、私が相続したことは、御上様まで隠れなきことだ、しかるに、定治に相談もなく、別家などと申立てるのは、甚だ不審である、親類一同の意思というより世話した両三人のやったことで、もし私の言い分に異存がなければ、本日からこの家は定治が支配する、と申した。宝寿寺は縁者なので、その席に居って定治の申すところは一理あると思う、皆々いかがと尋ねたので、親類の者たちは、放心の親父にたぶらかされ、不束なることをしました、申し訳ない、真つ平御免してくれと謝ったので、その日から私が万事を支配していた。

八月二十一日に下村源右衛門と同村の五郎平がきて、善福寺・宝寿寺もまいり、株内のものと親類を呼び寄せ、相談し、承助へ高四石ばかり分けてはどうかと相談したところ、株内の者がいうのには、当村は小高なので、これまで四石を分けて隠居したものはいない。村の振合は三石というので、三石五斗ときめ、そのことを立ち会い人の源右衛門と居村の宇四郎から承助に話したところ、承助は私一身のことなので、兄に相談しなくてもよいと承知し、わざわざ本宅まで来てお世話になったと返答してきたので、余念のないものと思っていた。

訴状には、譲り状を焼き捨てようと言うものがあつたとあるが、これは、八月二十一日に分け付けが決まった時に、承助が早速承知して済んだので、善福寺がいうのには、宝寿寺が庄屋にたずねたところ、庄屋の役印を押ししていないとのことだった。老耄放心の親父と親類のものがいうのを聴くと、この譲り状はたしかなものとも思われなから、最早無用のもので、残して置いては後日に面倒なこともあるから焼き捨てるか反故にしてもよいがどうかと提案があつたのに対し、株内のものが皆々承知したしたので、無用のものだと申ししたのである。

腰押しするものありというのは、善福寺・宝寿寺の両寺のことで、前者は私が「幼年之手習に参り、三四年寝泊まりいたし居り候故」その後も度々参りなにかと世話になっており、後者は、縁者で前々参つて何でも相談していたわけで、今度は格段にお世話を頼んだのものである。

訴状には、「継母可及難洪之義ハ勿論私とも女房弟妹」とあるが、右弟は親父が生きている内から、仙台屋与平方へいつており、承助の女房は六月以来どこへいったかわからない。母と妹は定治が養育し大切にしている。けれども、承助が彼是というので、定めし心配しているだろうと気の毒に思うが、格別の難洪なることはない様に養育したいと思つている。分らないことは両寺にきいてほしい。以上、願いの通り、仰せ付けてほしい。

以上が定治の答弁書の概要である。訴状の各項目に逐一反論していることがわかる。

文政十二年正月十七日の日記には、原告被告とも、村役人と五人組の者に付き添われ、来る二十日に罷り出て、届けよう伝えるようにと、御用宿兩人へ申し達した、とある。

かくしてむかえた正月二十日開延日の日記には、「立会退蔵・三右衛門、出席次郎左衛門、小頭兩人、掛り忠之丞、同心出人高嶋甚助・塩野此介」と出廷した役人が記載され、法廷での経過が記録されている。訴訟人と相手方や村役人・五人組と双方の御用宿のものが出廷している。「五人組筵之上へ出ル」と記されて村年寄への注記がないのは、村

役人は筵に坐るのが当然だったからだろう。

出廷は九つ時すなわち正午で、訴状返答書を差し出すよう忠之丞が申し聞かせた上、御用宿の忠左衛門が取り次いで差し出し、忠之丞が受け取って読み上げ終わって、

朱書で、「訴状返答書読、口上」と記し、定治へ、「去る巳年田地家財等其方へ讓候へとも、一旦追出され、跡目ハ定右衛門相続いたし罷在候処、道友死去後忌明之上今日より此家ハ其方支配いたすと申、押而本家へ戻候趣ニ相見ヘルガ、道友病中ニ其方へ相続可致様申渡候証拠がある歟」と尋ねている。

定右衛門へは、「亡父道友より諸色讓請候よし申立ルガ、証拠がある歟」と尋ね、「答 讓状出ス、読之」と朱書きしている。

「又 定治へ」として「実子とハ申ながら、道友心躰ニ不叶、養子いたし家督讓候趣ニ相見へ、定右衛門方ニハ右之通、証拠之書もの有之上ハ、其方の申分立かたひ」とあり、朱書きで「立而」と記す。

このくだりは「尋書を以承札候処」とあり、日記での写も全行数文字下げて記されている。「立而」などは口頭の記録であろう。次に奉行役所での手続きの進行が記録されている。

定右衛門方は讓状と田畑ヶ所付帳などの証拠になる「書物」を提出したので、忠之丞が受け取りこれを讀上げ、また、定治へ渡したが受け取らなかったので定右衛門が預っていたという、いわくつきの高分けの書付を提出したので、これも読み上げた上で、再び定治へ札し、病中介護の時に涙ながらに件を頼むといったということに關しても、「治定いたし候申口も無之ニ付、尋書ニ有之通、申分難立旨」申し聞かせて、下げ置いた。かくて、讓り状と田畑箇所付帳と高分けの書付とを写し、その他の証拠關係文書を点検し、定右衛門の印形を讓り状と引き合わせ、手跡印形が相違ないことを確認し、その他關係文書は本人に返した。同日同時刻に定治とその付き添いとして村役人五人組と御用宿の竹屋

町忠左衛門を公事方に呼び出し、次郎左衛門と掛かり忠之丞が立ち合い、次のように承り糺した。但し、銘々とも兩人御代官詰所へ罷出内聞いたしたと記してあるが、この兩人が担当奉行寺井三右衛門と相奉行寺田退蔵のことであれば、襖か衝立の陰で内聞したのであろう。

定治へは、同人がさまざまに申し立てたが、「証拠二可成書物等道友より渡置候儀ニも無之上ハ申口之儀者難取申」、また、養子縁組のことを知らなかったというのも「難立儀ニ而」、定治が家督相続していたのであれば、養子をする謂われも無いし、譲り状にも実男子ありといえども、家督結ぶべきものでないと認め、定治は無きものと見た道友が取り斗ったことと見える、殊に宗門帳面ニも当定右衛門は一家内に相認め、定治は別して、同寺よりして又一家内と相認めている上は、定治の申し分は成り立たないと、品々説諭をした処、「証拠二可成書物等も無之上ハ恐入候」と承服したので、「押而相尋候処同様恐入候由申候ニ付」定治を下げ置いた。

同日定治を承り糺した時と同じ立ち会い出席のもとで、原告定右衛門と被告定治方双方を呼び出したところ、七ツ時過ぎ（現在の三時半頃）に出廷したので、奉行の三右衛門が次のように申し渡した。

「 申渡

訴訟方

布敷村百姓 定右衛門

一 跡式出入

相手方

同村

定治

其方共出入、遂吟味処、申口迄之儀者双方共難取用、讓状吟味之上、実子雖有之、名跡可讓ものニあらず、仍而親類相談之上、金次郎弟承助を養子ニ貰、家名家督家財一式相讓ル旨、親道友自筆ニ而親類加判之書付、承助事定右衛門讓請、致所持罷在、書面怪敷儀も無之上ハ、讓状之通、道友跡式ハ定右衛門と相心得、双方令和順、再論ニ及間敷候、右申渡趣、証文申付ル

正月

申し渡しを済むと、公事方へ呼び出し、証文を仰せ付ける旨を次郎左衛門が申し渡し、忠之丞が読み聞かせて印形を取った。証文には庄屋年寄五人組が奥書し押印した。五人組助七は印形を持参しなかつたので爪印を押させた。

以上の申し渡しが済むと、定右衛門には、父之讓状本紙は役所に留め置くこと、田畑箇所付帳本紙は返却し、写しを取って役所へ納めさせることを申達し、書付を請取った旨の一札を書かせた。

最後に申渡書巻通を御掛り家老織衛殿へ三右衛門から差し上げて、相済候段を申し上げた。これは「無何裁許御申付候節ハ如此定」に従ったのであると記している。その他、申渡書巻通を御代官植木半五へ渡している。また、申渡の請証の写を御用宿茶屋楠右衛門へ掛り忠之丞から申し渡した。但し「猥ニ外々へ為見候義ハ不相成段」を申し達し置いたと注記している。丑二月八日に、定治が滞り無く別家へ引き移って、一切が相済んだ旨、村役人から忠之丞へ届け出があった。

そこで、訴状返答書控とも四通、無印の認書控とも式通、右請書巻通、定治用印紛失二付申出候書付巻通、道友讓状本紙巻通、田畑何所付帳写巻冊、申渡請書巻通、吟味二付定右衛門差出候書付類下げ遣候請取候旨巻通、以上を「右之通一件封置」、文政十二丑年正月付で寺田退藏と寺井三右衛門とが署名して（これが一件袋である）、裁許手続きは完了している。

冗長になったが、この日記には、牧野家領郡奉行役所の跡式出入の全過程が記録されていたことがわかる。これによって、日記を欠き、一件袋によって訴訟関係文書のみが残っている御徒文書のような文書も、どの時点にいかなる目的で、提出され、保管されたかを確かめる手掛りがつかめはしないかと思う。

この事件で郡奉行役所は、おそらく事実を究明したのち、奉行役所内の評議によって、申し渡しの原案を作成しながら

ら、御用番家老織衛殿には伺わず、奉行専権で申渡しをおこない、御用番家老には事後に報告している。吟味筋の裁許が必ず御仕置原案を伺っているとは対蹠的であるが、公事出入事件の多くが下済和解によって処理されたからであろうと思われる。当該事件が身分にかかわる事件であったからであろうか。

注目されるのは、裁許が本人の申口（申立て）の如何にかかわらず、客観的証拠の書物によって徹底して書証主義的になされていることである。同時に、身分関係の裁許が宗門帳の記載を重視しこれに証明力を認めたことが事実として確認できる。

また、申渡書のもう一通の写が御代官に渡されたのは、この事件が同一村内の一家内の争いであったからであろう。さらに、申渡書の請証文の写が勝訴した原告の公事宿に渡されていることは、公事宿の奉行所の行政補佐の機能の一環であったろう。公事宿は、当事者たちと奉行所をつなぐ、すべての連絡、付き添いにかかわっていて、奉行所業務の一翼をになっていたことが確認できる。御用宿は、他の事件では内済の調停の役をはたしていたことがわかる。

## 2 支配違の出入

前述の出入は、同一村内の事件であったが、京都の町の住民と丹後牧野家領の村人との出入ともなると、領主側の添簡を貰って、当該相手方の領主の裁許組織に願出るものとされていた。その実例が次の訴訟である。文政十一（一八二八）子年十二月二十三日出訴、丑二月九日済の「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、相手江村太右衛門田地不差戻出入」と題された一件は、次のようにして開始された。この日記も、前件同様、『同志社法学』一九四号に、三阪佳弘・居石正和両氏によって解説されている。なお太右衛門の他に、同訴訟人によって由良村源左衛門を相手とする訴訟も提起されていた。



山城屋喜兵衛と付添人の嘉四郎は御用宿新町楠右衛門方へ止宿して届を提出した。この日記には訴状式通添状とも月行事堀上町年寄宗助が小頭どもへ差し出したので、これを請取り添状を開封してみると、和江村太左衛門にかかる訴については書いてあるが、由良村源左衛門を相手取ったことは添状の表に書かれていないので、源左衛門への訴状は差し戻し、太兵衛相手の訴状についてのみ、返答書を出すように申しつけ、早く吟味に取りかかるようにするが、年末のことでもあり、吟味は翌年になるので、その間帰国するなり、勝手にせよ、と申し聞かせるようにと月行事宗助に申達すべき旨を掛り奉行三右衛門が小頭守衛門へ申達した。添状は、白木の状箱に入り、封目印してあって、表紙には「牧野内匠頭殿御内寺田退蔵様・寺井三右衛門様」と宛て名を記し、差出人は神尾備中守組与力石嶋五三郎・松平伊勢守組与力飯室助左衛門とあった。神尾備中守元孝は文政八年から文政十二年まで京都東町奉行であり、松平伊勢守定朝は文政十年から天保六年まで京都西町奉行であった。その与力の名で添簡が発注されていたことが知られる。表書にある東西奉行所の与力以外に、本紙には、各奉行所五人ずつの与力が連判している。その添状の最後は「其表江願出度旨添状之儀相願候間、此段拙者共より得御意候様被申候付、如此御座候、以上」とある。こうした添状付の訴状をもった喜兵衛がまず入ったのは御用宿楠右衛門の処であり、おそらくは、御用宿の智恵で訴状等は月行事たる町年寄小頭共へ提出されたものと思われる。訴状・添え状を受け取った奉行三右衛門は、御用番織衛殿に持参し、訴状を読み、その指示を得て訴状添状とも持ち帰った。訴状によれば、喜兵衛が父から相続した田地で、借銀の質にはいつているものを、返還してほしいというものであり、喜兵衛の亡父はもと、丹後加佐郡石浦村に居住していたのが、古く山城屋喜兵衛方へ養子に入ったものであるという。十二月廿三日付けで、この訴訟は受理されたが、その受理手続きは、公事出入頭書に提出日と、出入名つまり、この場合には「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、相手和田村太右衛門田地不差戻出入」として、御用番家老に届け、その裁可を得ることであった。



明けて正月十六日に、太右衛門の返答書が提出されたが、その内容は、安永三（一七七四）年の永代売買証文の写しを証拠として添えて、その田地は永代売買で買取った田地であると主張するものであった。

その後様々の取り調べの後、永代売ではなかったという二月六日付喜兵衛の答書を、二月七日に御席に御覧にいれ、再応申達させたけれども、喜兵衛の言い分は、申口迄の儀にて得心しがたい様子が見えるので、喜兵衛を呼び出し、繰り返し返し、売買ではなく、借銀の担保にしたのだというが、すでに売買したものが死去しており、喜兵衛の申分の証拠がないので、「申分難取用、其上対決之儀申立候へとも当所二而ハ他領之もの対決難成義二付、与力衆江之返書相渡ス間」その旨を心得て其御支配所の指図に任せるよう申達すべきか。と、三右衛門が伺い、伺之通と仰せ聞かされたので、呼び出して申し渡すこととなった。そこで翌八日京都与力衆への返書・喜兵衛願書・新田書下・相手方返答書・口上書を美濃紙横帳に認め、御席へ掛り三右衛門から御覧に入れ、相済んだ。同日中に喜兵衛を九日五つ時に呼び出した。

九日には、立合奉行退蔵・三右衛門、出席次郎左衛門、小頭守衛門・其右衛門、掛忠之丞・仙蔵、同心出入関根養介・塩野此介が出廷し、奉行の三右衛門から決定の通り申渡した。要点は次の通であった。

「〔前略〕殊に売り主買主とも死失いたし候上は、約条の有無は片口二而ハ申口迄の儀二付、：外に証拠相見えざる上は、相手方へ申付方もこれ無き二付、此の上強いて相願うとも：願いどおり取斗り遣わし候儀もいたしがたく、且つ領分限りの役場にて対決いたさせ理非糺明之上裁許ケ間敷儀は成りがたき筋に付、然る上はここもとにおいてはこのうえ取り扱い方もこれ無き二付、右の趣返状にも申遣わす間、其旨相心得返簡相渡し候上、勝手に帰京いたすべく候」。

喜兵衛が、昔は高四十石余も所持していたが、新田取り立て候入用に追々困窮となり、田地が少しもなくなり、新田を取り戻すために京都へ稼ぎに出て、今は京都住居し、在郷の弟から母をひきとっているのに、田地を返してもらえなければ、郷里の新屋跡は退転してしまおうと申し立てたのに対し、「遠路罷越候事故、可成義二候ハ、申付方も有之候へ

とも、相手方へ申付方も無之段、為申聞、差戻ス」とある。支配違いの出入であり、その点を考慮して丁寧扱ったのであろう。しかし、内容的には、永代売買として、たとえ借銀を返却しても、担保と称する田地を返す指示はできないという明確な裁断であった。他領である京都町奉行を考慮して鄭重な言葉遣いではあるが、申渡しの実質は自領内の当事者への裁許と変わらない。

こうして、京都東西町奉行所の五人ずつの与力たちへの返書が次のように記される。長文だが、読み下しておこう。

「御切紙拝見いたし候、然れば、其御地相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛儀、当領分丹後国加佐郡和江村百姓太右衛門相手取り、田地差戻さざる儀に付き、願出度き旨、御添状之儀相願ひ、各様より御紙面之趣承知致し候、則ち去る子の十二月廿三日喜兵衛願出候に付き、相手太右衛門呼び出し、返答書申付け、再応吟味致し候処、返答書の趣相違無き旨これを申す、右田地永代売之証文差出し候に付き、六左衛門と申すもの引き合いこれ有り、相糺し候処、申口符合致し、永代売り紛れなく相見え候上は、願成り難きと存じ奉り候に付き、其段喜兵衛へ申達させ候処、同人追願書差出候付き、相手太右衛門并に六左衛門とも相糺し候処、銘々書付差出し候に付き、則ち喜兵衛へ申達させ候処、尚又答書差出し候に付き、一覽致し候処、証文は如何様にこれ有り候とも、右六左衛門へ相對の儀は元銀差戻し候は、何時にても差戻し呉れ候約条にて、互いに得心の土地頭所よりの書付、新屋方に残し置き候儀の由、且つ太右衛門答えの趣大いに齟齬いたし候に付き、対決申付け呉れ候様申立て候へとも、たとえ六左衛門へ右様の約条いたし置き候とも、売り主買主とも死失の儀、其の上右牀の約条これ有り候は、永代証文には認め間敷哉、且つは其訳書き入れ置き候筈にこれ有るべき哉の処、其儀無く、喜兵衛申し立て候趣、申口迄の儀、とても決着致すべき儀とも存ぜられず、殊に御他領のもの対決致させ候儀は成り難き義に付き、此の上当所にて相済むべき儀とは存ぜられず候に付き、其の旨喜兵衛へ達す、則ち太右衛門返答書并に永代証文、喜兵衛願書、太右衛門・六左衛門口上書、喜兵衛答書等写し、御目に掛け申し

候、此段よろしく仰せ上げられ、尚思し召しも御座候は、仰せ聞かれ下さるべく候、右に付き、此度喜兵衛并村役人嘉四郎罷歸り候に付き、かくの如くに御座候、以上」

この返書によって、この裁許の全体の経過が分かるようになっていゝ。

返書は表に、神尾備中守様御組与力石嶋五三郎様、松平伊勢守様御与力飯室助左衛門様を宛て名とし、牧野内匠頭内寺田退藏・寺井三右衛門の連名で署名し、封は担当奉行だった三右衛門がおこなっている。ただし、「白木状箱入上書きに同様認め、同一袋には相ならず候へとも、左の写し帳面等にて大封に相成り、箱合ひ難きに付き、箱を厚紙にて封じ、上書又同様認め、封目に封の字を記す」と注している。

証拠などの文書七点の写しは、帳面上書の通、順にして、あて所は認めず、帳面を封じ、表に、「願書返書写」と書いて、三右衛門が印を押し、右のように仕立て、公事方が差し出したので、惣年寄を呼び出し、喜兵衛え相渡すよう申達する旨三右衛門が小頭ともえ申達し相渡した。

同日正午、太右衛門と御用宿を召し出し、(年寄りたちには、別に紙面で掛りから申し達した)次のように申し達した。「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、田地の儀に付き、其方へ相懸る一件、再応吟味の上、喜兵衛願の趣は成り難き義に付き、其の旨申達し差し戻され候、これにより、最早御用もこれ無き間、其旨相心得勝手に帰村致すべし」と。

こうして郡奉行役所の裁許手続きは完了したが、日記はなお、そのあとに、山城屋喜兵衛が付き添い人とともに出立した旨、御用宿楠右衛門から届出のあったことを次郎左衛門が奉行に報告したことが記され、最後に、前にも述べた一件袋の内容が記されている。この一件袋には、喜兵衛と太右衛門のやりとりや証拠の写しなどの八通が一包みになっていて、その後に、数通の關係文書野控えや写し、最後に京都与力の添え状本文などが封じられていた。興味深いのは、

そのなかに、「右与力衆より同所御留守居代へ郡奉行名前問合書状」と、それに対する御留守居代からの書状が含まれていたことである。このことは、京都町奉行与力が添え状の宛て名を誰にするかを牧野家の京都留守居代官に問い合わせたことを示している。留守居代は、訴訟を取り次ぎはせず、やはり京都町奉行所に訴えた訴訟人本人が、直接、与力たちの添え状をもって牧野家領郡奉行所の御用宿へ出向き、その助言を得て町の年寄中の月行事に連絡したことを推察させる。

以上のように、二つの出入の裁許過程が、詳細に記録化されていることが知られる。ただし、郡奉行役所での日記であり、奉行が御用番家老に問い合わせたり、伺った書類の内容は記されていない。別件ではあるがそれを記したが、次に述べる「公事出入伺進達控」である。

### 三 公事出入伺進達控

もともと、この記録は、「公事出入吟味物伺進達控」と題された冊子であるが、そのなかの吟味物の伺進達控は、吟味によって判明した事実の摘要と、奉行所内で評議した御仕置伺・類例など奉行から御用番家老に伺い、その裁可得たことが一定の様式で記されているが、公事出入については、必ずしも、一定の様式があつたわけではなく、その都度の事件によって記載されている内容はかなり多様である。

まず、史料を掲げて、内容を紹介しよう。

この冊子の表紙には、「文政十一年戊子年九月ヨリ天保六乙未年十一月マデ、公事出入吟味物進達控五 懸寺井三右衛門」とあり、郡奉行寺井三右衛門が担当した、十四の案件が記載されている。落着した吟味物が五件、下済した出入が一件、裁許した公事が一件、半切進達が七件である。

1 質地出入一件（支配違出入）

そのなかで、文政十一年九月三日に三右衛門が御用番織衛に上った「丹波何鹿郡山野口村重郎兵衛相手南山村之者三人江相懸質地出入一件」という半切進達書類をかかげよう。

書面伺之通可申渡旨被仰聞承知仕候

寺田退藏・寺井三右衛門

子九月七日

丹波国何鹿郡山野口村重郎兵衛より南山村甚三郎相続人伴弥三郎・同村伝兵衛相続人伴仙右衛門・同村故久四郎伴久四郎・同村庄屋伝右衛門江相懸り候、質地出入之儀、先達而御届申上置吟味仕候処、訴答之趣ハ彼是申立方其品有之候得共、畢竟貸借者相違無之相聞、双方御当地之者共ニ候ハ、定例之通可申付候得共、右ハ支配違之引合ニ付、可成丈互ニ取扱候方可然義ニ付、申口迄之義者敢而不及頓着、証文を以落着之積評議仕、相伺候趣、左之通ニ御座候

一 甚三郎相認メ候証文式通之内、壹通者端書ニ、五ヶ年切入申本物証文と認、字一ヶ谷口本谷之分両へらい肥山四ヶ所添下田三畝二拾四歩字ひの蔵なる畑ヶごぶろより上ミ畑壹ヶ所、質入午年より戌年まで五ヶ年季ニ相定、銀子壹貫四百匁借用、年季明元銀返済候ハ、地所可請戻、尤御年貢諸役金子方ニ而可勤方相認、請人伝兵衛并庄屋伝右衛門加印を以、重三郎宛ニ相認有之候

（朱）「本文是迄之所ハ質地証文通法ニ御座候」

然ル処、利米として年々壹石七斗五升宛可相渡旨認有之

（朱）「此義、地所金主方より作り、御年貢諸役も金主方より差出候とも、作徳米ハ可有之間、利米二者及間敷哉之

所、地所ニ引合せ高金借り候付、利米差出候哉、又者質入之地所を直地主方へ預り作いたし候ゆへ、利米を出候哉、証文之上ニ而者難分、此文段ハ通例ニ違哉ニ奉存候」

其上少々も滞候ハ、此書入取切、持高二成共、外江売払成共、勝手次第之旨認有之

(朱)「此儀、本文之趣認有之候上者、流地証文ニ茂相当可申と奉存候」

且、証文ケ所書之内、字ひの蔵なる畑こふるより上ミ之一筆者、畑壱ケ所と斗有之、位反別無之候

(朱)「此儀相糺候処、本田畑ニ而ハ無之候得共、右地所も書入候段ハ無相違旨申之候」

一同人相認候証文壱通者、端書ニ三ヶ年書入申本物証文と認、字一ヶ谷両へらい共不残内ニ凡三十間と東西南北谷合分畑有之、此分抜キ下田壱畝歩、外ニ同所いも追と申林東西何歩区百間余質入、午年より申年迄三ヶ年季相定、銀子一貫弍百匁借用、其外義ハ前書同様之認方ニ而、利米ハ壱石四斗四升宛可相渡筈ニ認有之、是又請人久四郎・庄屋伝右衛門加印茂有之、同村伝兵衛宛之処、右証文を以田地質証文と認、質入主伝兵衛、証人久四郎と加印いたし、重郎兵衛宛之証文有之ニ付、評議仕候処、

御定書に(御定書下卷三十一 質地小作取捌之事)

① 一年季明十ヶ年過候質地 流地(元文二年極)

(朱)「是者通例質地証文ニ而、年期明十ヶ年迄之内訴出候分ハ、元金濟方申付、質地地主方江為請戻、十ヶ年過候へ者、本文之通流地ニ申付候義ニ御座候」

② 一 質地名所并反別無之、或ハ名主加印無之不埒証文 年限之無差別無取上、名主 過料、尤名主質入之義不存、証文ニ加印不致ニおゐてハ不及咎(寛保三年極)

(朱)「是ハ質地証文名主加印有之候得共、質地之名所并反別無之不埒証文ニ相成、又者名所反別等茂有之候得共、

名主加印無之ハ、是又不埒証文ニ相成、本文之通無取上義ニ御座候」

○但右金子地主承届相對之上、地主を定水帳可相改旨名主へ可申渡、尤名主質地相名主無之、村方ハ組頭加印於有之ハ、定法之通濟方可申付

(朱)「是ハ本文兩様共ニ不埒証文ニ付、出入者無取上、然ル所質入之地面流地致候分又ハ地主方江請戻候歟、孰ニも地主を定、水帳改候様ニ名主へ申渡候様ニとの事ニ候、尤名主置候質地相名主組頭等加印無之候得者、是亦本文之通、不埒証文ニ相成候義ニ御座候」

③ 一年季明不請戻候ハ、可致流地由之証文 年季明候期月より二ヶ月過訴出候ハ、流地(寛保元年極)

(朱)「是ハ若返金濟候ハ、質地流地ニいたし候旨認有之類、流地と唱候義ニ御座候」

○但年季明不請戻候ハ、永ク支配又は子々孫々迄構無之旨、且又此証文を以可致支配、或者名田可致抔之文言、流地之証文ニ准し可申事

(朱)「是ハ本文の外ニも年季明不請戻候ハ、何年も手作可被成抔と認候文言茂流地ニ准し可申義ニ御座候」

④ 一 又質元地主加印有之証文 元地主江濟方定法之通可申付(従前々之例)

(朱)「是ハ金主質ニ取候地面を、年季不明内地主へ相對之上為致加判、別人へ質入いたし候を又質卜唱、此元質元金滞候旨又質取候もの訴出候時者、元地主江定法之通日限濟方申付候義ニ御座候」

⑤ 一 質地元金濟方申付候上金滞候ハ、地面金主江渡シ流地(従前々之例)

(朱)「是ハ定例流地文言無之質地証文、又ハ流地証文ニ而茂、返金及遲滞候節ハ質入之地面金主へ相渡候義ニ御座候」

○但直小作滞候ハ、可為棄捐事

(朱)「是ハ本文之通、地面金主へ相渡候節者、直小作滯有之候而も、小作分ハ濟方ニハ不及□□棄捐いたし候事」

右之通、品々御定有之ニ付、再応勘弁仕候処、証文通例ニ無之段ハ、認方不存故之儀ニ而、今度之出入、甚三郎外兩人とも死失いたし候得共、質地取遣いたし候姿相見、貸借無相違相聞候ニ付、前書御定ニ見合、一口八年季明より拾三ヶ年、一口ハ拾六ヶ年ニ茂相成候儀故、何れも流地ニ申付候方ニ可有之哉、然処、利米滯之義茂重郎兵衛申上候得共、地所金主へ為相渡候上ハ、前書御定五ヶ条目但書ニ准し、別段濟方申付候ニも及間敷哉、次ニ、滯之節者金主勝手次第之旨相認候段、前書御定三ヶ条目ニ見合、流地証文ニ相当、字ひの藏なる畑ヶ所之義者、位反別無之間、御定式ヶ条目に見合、不埒 証文ニ付、無取上方ニも可有之候得共、一紙証文殊ニ新開之儀書入、借用いたし候を不沙汰ニ差置候茂、支配違ニ対し不宜ニ付、一旦一同引渡させ、本証文質取主伝兵衛質置主ニ成、証人久四郎加印いたし候上ハ、又質ニハ不相当候得共、取次質之趣意ニ可相成哉ニ付、又質ニ准し候取斗いたし候ハ、然哉ニ付、一同呼出、証文之面不束之義茂相見候得共、質地ニ入候趣ニ相聞、殊ニ貸借無相違段一同申立、両口共年季明より拾ヶ年ニも相成、不請戻段者不埒ニ付、証文式通之通、山林田畑共重郎兵衛方江可相渡、尤字ひの藏ふる畑ヶ壱ヶ所之義ハ、相対を以請戻候者格別、無左候ハ、相応之地所を見立替地可相濟旨、甚三郎相続人弥三郎江申渡、訴詔人重郎兵衛江得其意を可請取旨申渡、且利米滯之義者、証文之通地面相渡候上者、用捨を以、棄捐いたし可遣候様申渡、右一件ニ付、庄屋書面詞之通□□

史料に傍線を施した部分を中心にしてその経過を辿っておこう。この重郎兵衛から南山村甚三郎以下三人（いずれも被告は倅たちに代替わりしている）を相手取った質地出入に関する書類は、まず、御用番家老に届けて吟味した結果、双方の言い分は色々あるが、畢竟、貸借に間違いはなく思われ、双方が領内の者であれば、定例通りに裁許するが、支



配違いの引き合いなので、できるだけ双方が納得できるように、双方の申し立てはともかく、証文をもって解決する方針で評議した結果を九月三日に御用番家老の織衛殿に伺い、同七日に織衛殿から伺の通でよいとの下知を得て執行したことを、懸り郡奉行寺井三右衛門の責任で記録し、相奉行寺田退蔵も署名したものである。

書類の内容は次の通りである。まず最初に二通の証文を吟味している。一通は、五ヶ年切に入れ申本物証文で、全体としては質地証文の通法通りに記してあることを認めた評議の結果が朱書きで記されている。ただし、利米を年々渡していることは、質物の田畑を耕作している金主は利息として別に作徳米を得ており、利米は不必要なはずで、この文段は通例と異なっているという疑問点を朱書きで追記している。その上で、利米が滞ったならば、金主が勝手次第にしてよいという文言をあげ、証文本文にこのように認めているのは、流れ地証文にも該当すると朱書きした。このように奉行役所における評議を経た奉行の見解の内容は朱書で記載されている。

もう一つの証文には、「位反別」が記載されていない。これは、本田畑ではない（新開か）が、この地所も書き入れたことは間違いないと朱書きする。

次に、端書に三ヶ年書入れ申す本物証文と記した文書も、前述の証文と同様の認め方で、利米の記載もあり、田地質入れ証文だと認めうる、と判断している。

この後には、郡奉行役所（おそらくは調方であろうか）で御定書を参照し、本件に適用するための解釈を評議した内容を記載している。

丸数字を記した、一つ書きの部分と頭に○を記した但し書き部分とが、御定書の引用であり、その後ろの朱書きの部分が奉行らの評議の結果である。

①の部分は、通例の質地証文は年季明十ヶ年内の訴訟であれば、元金済方を命じて質地は地主方へ請戻させるが、十

ヶ年を過ぎていたから、本文の通りに、流地に申し付けることとなると、理解している。

②の部分は、質地の名所・上中下の位も反別もないことと、名主の加印がないという二重の意味で、不埒証文であり、御定書に訴えを「無取上義」とある「不埒証文」に該当すると理解している。

③は、年季明け二ヶ月過ぎまで請戻さなければ、流地となるが、その上本文にある文言からしても、流地に准じて流地となると理解している。

④又質については、元地主へ定法の通り、日限済方を申付けると理解している。

⑤流地文言の無い質地証文或いは流地証文であっても返金遅滞の際は、流地となり、地面は金主に渡す。但し、その場合に、直小作で小作分が滞っていても、小作分は済方に及ばず、棄捐いたす、と理解している。

以上のように解釈を加えて御定書を参照し、くりかえし検討した上、通例にない証文は証文の書き方を知らなかったとみることで、当該の出入は、被告側が兩人とも死んでいるけれども、契約当時の実情は貸借に間違いないので、御定書に照らして、年季明けから十ヶ年以上過ぎていたので、「流地に申付候方ニ可有之哉」と評議したとある。地所を金主へ渡すからには、御定書⑤但書に准じ、別段元金を払わせるにも及ばない。次に、元金返却が滞った場合に金主勝手次第の文言も、御定書③に見合い、流地証文に相当する。位反別のない畑については、御定書②に見合、本来なら不埒証文として訴えを取り上げるべきでないこととなるが、それも、一紙証文に新開と書き替えずに借用したのをそのままにしておいた(当領分の不行届)なことで、「支配違ニ対し不埒二付」、年季内に質入れた別の金主伝兵衛がいるが、正確にいうと又質ではないが、取次質の趣旨とみて、又質に准じた取斗にするのがよいだろうと、評議した。

こうして、年季明けから十ヶ年以上も請け戻さなかったのは不埒であり、証文二通の通り、地面は重郎兵衛方へ渡すように、名所位なき畑は、相応の地を替え質として渡して済ませることを被告に申渡し、訴訟人重郎兵衛には、その旨

を承知して受け取るように申渡し、地面を渡す以上は、利米滞りの点は用捨をもって棄捐するようにと申渡す、という原案では如何か。

以上が、伺の内容であり、先に述べたように、御用番家老は、伺の通との下知を下し、奉行によって執行されたものである。

ここに引用されている御定書下巻の条文を『徳川禁令考』後集の別巻に載せられた「棠蔭秘鑑」と対比してみると、④と⑤の順序が反対になっている。准公的な御定書たる「棠蔭秘鑑」は、石井良助氏の解題によると、天保十二年に評定所の官本と比較して十三部作成され、後評定所の書庫に保管して留役や吟味物調役に貸し出したとされているから、牧野家領郡奉行役所で参照されたものは、棠蔭秘鑑以前の私写本であったと思われる。いずれにせよ、このように、各藩などに流布されていた御定書が念入りに参照されていた姿を知ることができる。

## 2 肥草薪山出入

前述の出入は、支配違の出入であったので、次には、同じ冊子に写されている、同領内の「肥草薪山出入」を紹介することとする。

まず、その表題部をあげよう。

「文政十三庚寅十二月廿二日織衛殿江退蔵上ル、去ル戌十一月十一日被仰聞候、北吸村と余部上村肥草薪山出入吟味仕候趣申上候書付、書面伺之通可仕旨被仰聞承知仕候、寅十二月廿三日寺田退蔵・寺井三右衛門」このように、この事件は、文政九（一八二九）年十一月に御用番家老に裁許開始を許された事件で、四年かかって、漸く下済したものである。両村は、ともに、田辺城下町の西北にあたる、隣り合った村で、池之内組という同一大庄屋支配に属していた。解

決に長い期間を要した理由を、この書付は次のように述べている。

去る文政九年十一月十一日に裁許手続きに入った北吸村・余部上村の山論は、年来差纏れ、一旦は内済を相願ったが、すぐに破れ、再び願書を差し出し、かれこれ入り組んだことで、前の吟味の時に両村から申し立てたことは無視して、改めて吟味するよう、仰せ付けられたので、古く巳年、文政四(一八二二)年最初に願出たときに戻り、奉行所で吟味すべき旨、監物殿に仰せ聞かれたので、吟味した処は、次の通である。

かくも長帳場となった理由は、書付によると、山掛りなどの担当役人の役替が頻繁で、監物殿の時代にも担当者が交代するなどしたためである。監物殿はおそらく前任郡奉行でもあろうか。殿がついているのは、内済当時御用番頭でもあったからであろう。

書付には最初に両村の申分が要約されていて、その後に朱書きで、解決の延引した理由に関する奉行の説明が記され、周辺の村も含めて、宝暦年中などの古い紛争なども引き合わされ、三十年余昔の訴訟での大庄屋の申し立てなども引用されているが、それについて当代郡奉行は「此儀双方之申分不致符合候間、申口迄の儀と相聞申候」と記している。このように、双方の言い分が食い違うので、奉行所は、「再応利害申聞吟味仕候処、吟味の趣□伏いたし、此上強而相願候者重々恐入吟味猶予相願候二付、承届候処、銘々御用宿より及掛合、無証拗申争之儀者扱人へ申請候由二而、此度相定候者」として、下済の内容を要約して報告している。この下済の調停は御用宿によっておこなわれていたことは、御用宿が、調停和解の准役所の役割を有していたことを物語っている。

さて、下済の内容を摘記しておこう。

まず、双方入り込みの場所は、棹請けの田畑を除き、「残ル分之内四分尾通の方二而肥草薪とも年中入込之躰へ双方熟談の上相極」、杭を打ち「それより上へ尾通迄の内、以来双方年中入込場二相定」、双方無申分熟談内済致シ、扱人一

同連印之濟口証文差出申候」。そこで双方を呼び出し確かめたが、相違無き旨一同が申し、内済して差し支えがあると  
の意見はなかったたので、「済口之趣承届候様可仕候哉、先達而御沙汰之上吟味ニ取掛り候出入ニ付、入込之場所詰絵図  
ニ掛紙仕、相添奉伺候」。

入会山の出入はこうして、内済で解決し、後の紛争に備えて、絵図に和解した入込場所の範囲を掛紙で記して解決し  
たのである。

以上、牧野家領郡奉行役所における出入の手続きでいかなる記録が作成されたかを知ることができた。そこには、一  
貫して御定書を参照し、書証に依拠して裁許する、いわば証拠主義が採用されていたことが印象的である。それに全体  
的な評価をくだす為には、さらに事例の検討を増やさねばならず、今後の課題としたい。